

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 10 号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則（平成 10 年岩手県規則第 151 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(解散の届出等)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 法第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書（様式第8号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第11条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書（様式第10号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>下記のとおり</p> <p>の解散に係る清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>(解散の届出等)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 法第40条第1項において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書（様式第8号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第11条 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書（様式第10号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>下記のとおり</p> <p>の解散に係る清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第40条第1項において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。